

スキルアップのために養成機関で修業するときの生活費を支給します！

# 高等職業訓練促進給付金のご案内

対象期間・訓練を拡充しています（令和6年(2024年)3月31日まで）

1年以上の訓練等

緩和

6月以上の訓練等

看護師、保育士等の  
国家資格等

拡充

デジタル分野等の  
民間資格<sup>※1</sup>も対象に

※1 シスコシステムズ認定資格（CCNP等）  
LPI認定資格（LPIC等）等

## 支給内容などはこちら

### 対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方
- ③ 仕事または育児と学業の両立が困難な方
- ④ 過去に訓練促進給付金・修了支援給付金を受給していない方

### 支給内容

- 訓練促進給付金（訓練中）住民税非課税世帯 月額**10万円** 課税世帯 月額**70,500円**  
※修学の最終年限1年間に限り支給額を**4万円**加算 ※最大4年間の支給（条件あり）
- 修了支援給付金(修了後(条件あり))住民税非課税世帯 5万円 課税世帯 25,000円

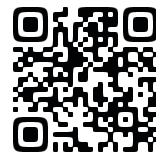
### 対象訓練

就職の際に有利となる資格<sup>※2</sup>で、養成機関において6月以上通学して修業するもの

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、  
製菓衛生師等の国家資格や、**デジタル分野等の民間資格**

※2 教育訓練給付（裏面参照）の対象講座（一部除く）

対象講座の検索はこちらから <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



## 予約・お問い合わせはこちら

※予約を取り、事前相談を受けてください。対象資格・受給要件の審査があります。

八王子市子ども家庭部子育て支援課 母子・父子自立支援員

TEL : 042-620-7362

(受付時間 月～金曜日(祝・休日除く) 8:30～17:00)

FAX : 042-621-2711

詳しい内容は  
こちらから→

